

平成24年3月31日改正

平成24年4月 1日施行

箕谷小学校運動場開放 内規

<利用者>

第1条

- (1) 箕谷小学校運動場は、市民に開放する。
- (2) 利用形態は、登録団体による団体利用と、利用者を限定しない自由開放がある。ここでいう団体とは地域主体の生涯学習の拠点という観点から、地域住民へ「開かれた」団体でなくてはならない。また、箕谷小学校を活動の拠点とし、定期的に活動することを申請の条件とする。
- (3) 運動場を継続的に利用する団体は、施設開放運営委員会に登録すること。
- (4) 自由開放時以外の一時的な利用にあたっては、原則的に認めていない。ただし、申し出の内容によっては、開放事務局で判断し、必ずしも利用できないとは限らない。

<開放日時>

第2条

- (1) 開放は毎週土曜日・日曜日及び祝日とし、学校行事に支障のないに限る。
- (2) 開放時間は
4月～10月 9:00～17:00
11月～ 3月 9:00～16:30 とする。

<管理指導>

第3条

- (1) 運動場の使用日程に関しては、関係者で協議する。
- (2) 運動場の開放は、運動場を南北に走る排水溝より西部分のみとし、他の場所への立ち入り並びに使用は禁止する。(但し、便所は開放棟のみ使用する。)
- (3) グランドの状態が不良のときは、開放を中止する。
- (4) 警報が出たときは、学校に準じて開放を中止する。

<注意事項>

第4条

運動場の使用については、下記の注意事項を厳守しなければならない

- ・使用時間を厳守する。
- ・学校の運動具等諸施設の移動はもとより、傷つけるような行為はしない。
- ・喫煙及びおやつ等の飲食は禁止する。もし、弁当等必要な時は、ゴミを各自持ち帰ること。
- ・利用者は、開放管理者及び開放指導員の指示に従うこと。

<事故の責任>

第5条

- (1) 開放中発生した事故（ケガや盗難等）については、施設、設備の不備に基づくものを除き、すべて利用者の責任とする。
- (2) 利用者は開放中に施設・設備を故意又は重大な過失によって、破損若しくは滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、その弁償の責任を負わなければならない。

<雑則>

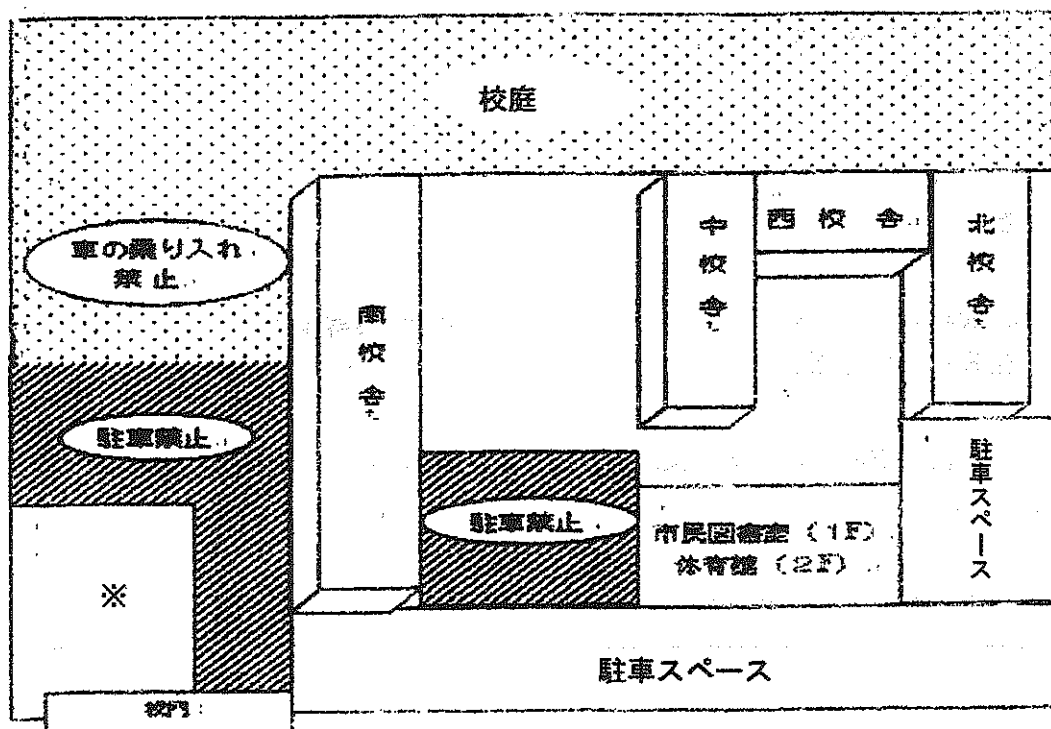
第6条

第2条に定める以外の利用については、事前に学校長の許可を得る。

☆☆施設開放時の駐車スペースについてのお願い☆☆



- ・ 図に示した斜線および道路は駐車禁止です。
- ・ 施設利用者、近隣住民の迷惑にならないように、駐車していただきますようお願いいたします。
なお、平日の車での来校はご遠慮下さい。
- ・ 校庭への車の乗り入れは禁止です！
- ・ 校庭への通路は緊急時、通行の妨げとなりますので、駐車禁止となっておりますが、駐車スペースが満車の場合は、※印のスペースに寄せて一列に駐車してください。



<クラブハウス使用方法>

- ・クラブハウス利用料金をお支払い頂きます。

午前	9:00~13:00	500円
午後	13:00~17:00	500円
夜間(火・金のみ)	19:00~21:00	500円

(平日)

- ・クラブハウス内ホワイトボード(又は、クラブハウス外の予定表)に予約を記入してください。
- ・クラブハウスを使用の際は職員室にあるノートに記入し、先生より鍵を受け取ってください。
- ・クラブハウス内にある利用日誌を必ず記入してください。
- ・鍵を返却の際はノートに「終了時間」「鍵返却者氏名」を必ず記入してください。
- ・使用後、次の団体に鍵を渡した場合でも「終了時間」をノートに必ず記入してください。

(土・日・祝)

- ・土・日・祝は管理者に10日前までに「クラブハウス使用申込書」を提出して申し込みをしてください。
- ・クラブハウス内ホワイトボード(又は、クラブハウス外の予定表)に予約を記入してください。
- ・当日、クラブハウス内の利用日誌を必ず記入ください。